

美郷町テーマ型民間提案制度募集要項

1. 趣旨

美郷町では、地域が抱える課題等に対し、より適切に対応していくため市場原理の中で培ってきたノウハウや各種資源を有する民間事業者等の発意による提案を広く公募し、内容を審査して適性のある提案やアイデアと判断されたものに対し、具体的な協議を行い事業化や制度化又は事業化に向けた参考とする「民間提案による事業化制度」の導入を行います。

2. 提案の要件

美郷町が設けるテーマ別に提案するものを対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも住民にとってプラスとなるもので次の項目に該当するものとします。

- ア 地域課題の解決につながるもの
- イ まちの魅力向上につながるもの
- ウ 住民サービスの向上につながるもの
- エ 原則として美郷町に新たな財政負担や業務負担を生じさせないもの
- オ テーマに沿った提案内容であるもの

3. 参加資格要件

(1) 参加者の定義

提案者は、企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO 法人等の市民活動団体など自ら提案事業を行う団体とし、個人からの提案は対象外とします。

(2) 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たす者とします。

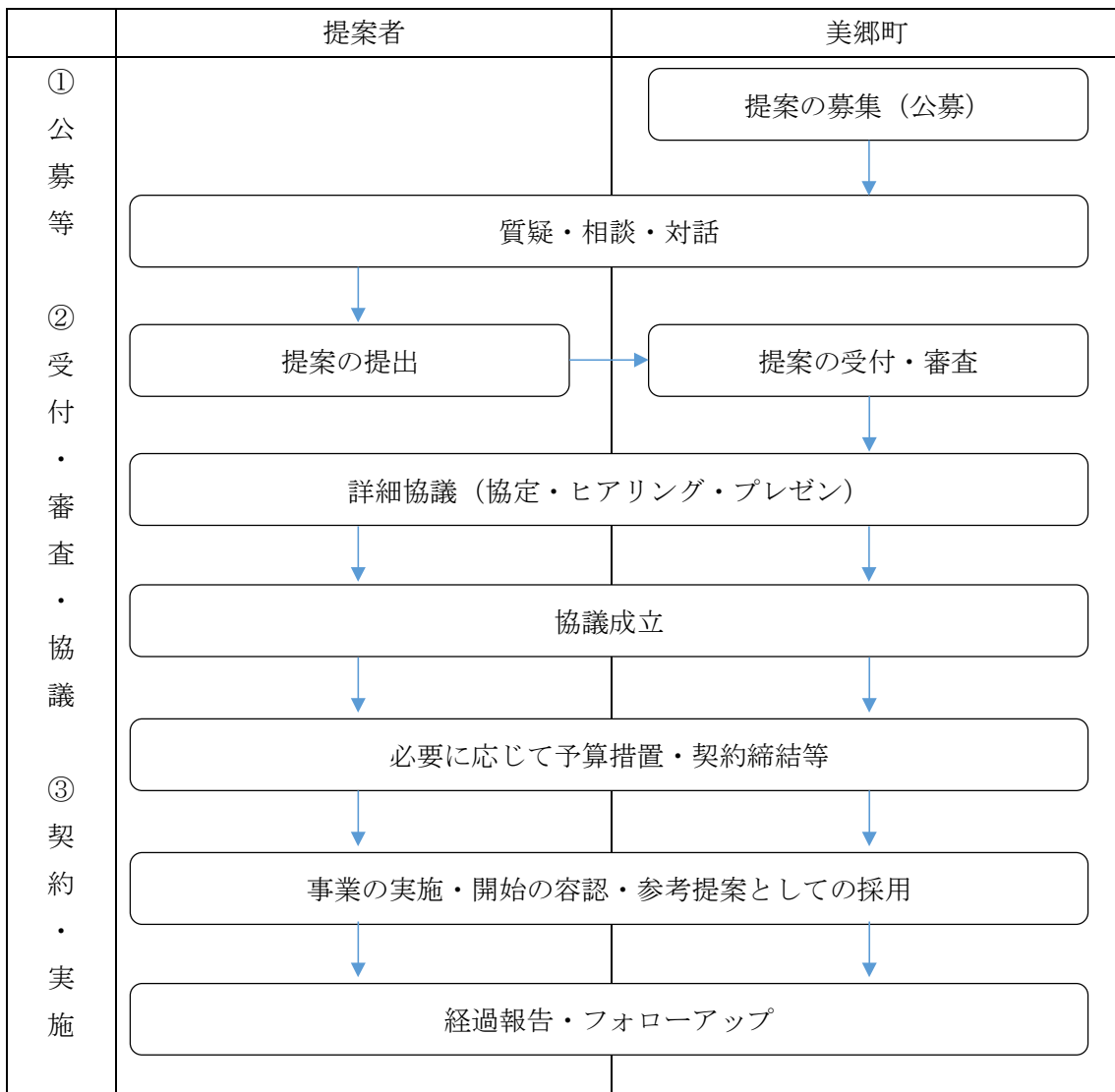
- ア 提案内容を確実に実施できる能力や資格、意欲を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は美郷町暴力団廃止条例に該当する者でないこと。
- カ 美郷町工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- キ 社会通念を逸脱する行為等により、美郷町の事業を実施することが不適切であると認められる者でないこと。
- ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

4、提案制度の流れ

(1) 公募スケジュール

①	提案の募集	提案の募集を開始します。
②	質疑・相談・対話	必要に応じて質疑応答、相談など事前の対話を行います。
③	提案の受付	提案を受け付けます。
④	審査	提案内容を審査し、協議対象の選定を行います。
⑤	詳細協議	提案に関する詳細事項を協議します。必要に応じて協定の締結やヒアリング・プレゼンテーションを実施します。
⑥	予算措置	必要に応じて予算措置を進めます。
⑦	契約締結等	必要に応じて契約締結等を進めます。
⑧	事業実施	事業の実施又は事業開始の容認を行います。

(2) 手続きフロー



5. 提案の公募

提案の公募は美郷町公告により行い、逐次ホームページ等により公表を行う。

(1) 公募期間

テーマ別に設定することとし、最低10日間から最長30日間の間で募集する。

(2) 公募方法

美郷町公告及び町公式ホームページへの掲載により行う。

6. 質疑・相談・対話

公募期間において、逐次、質疑・相談・対話の機会を設ける。

(1) 質疑

公募内容に関する質疑については(様式1号)により行うこととし、文書、メール等により事務局へ通知すること。

(2) 相談

公募内容に関する相談については(様式1号)により行うこととし、文書、メール等により事務局へ相談すること。

(3) 対話

公募内容に関する質疑・相談を受け付けた際に対話による協議が必要と判断した場合は事務局からの申し出により逐次、対話の機会を創設する。

その際の時間、場所、対話内容については別途事務局より指定する。

7. 提案の受付

(1) 受付期間

公募のテーマ別に事務局が定める期間。

(2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出先(事務局)

担当：美郷町企画情報課(テーマ別に定める場合はテーマ別所管課による)

住所：宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

電話：0982-66-3603

(4) 提出書類

ア 提案提出書(様式2号)

イ 誓約書(様式3号)

ウ 提案者に関する基本的事項(様式4号)

エ 提案概要書(様式5号)

オ 補足資料(任意様式につき、提案を補足するために必要に応じて添付すること)

※美郷町指名競争入札資格者名簿に登録のない場合は、原則次の書類も提出すること。

- ア 登記事項証明書
- イ 財務諸表（直近2年分）
- ウ 国税及び地方税納税証明書
- (5) 提案書類の取扱い
 - ア 提出書類は返却しないものとします。
 - イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しないものとします。
 - ウ 提案書等が、美郷町情報公開条例（平成18年美郷町条例第9号）に基づく公開請求の対象となるなど、情報公開する場合は、事前に提案者への意見聴取を行います。

8. 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

- ア テーマ型民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。
- イ 採用された提案は、新たな財政負担の有無や地方自治法施行令の随意契約の要件に該当するか否かにより、採用後の事務手続きを決定します。※別添事務フロー参照
- ウ 審査委員は、本町職員で構成するものとし必要に応じて外部有識者からの意見聴取を行います。
- エ 提案によってはヒアリング、プレゼンテーションを実施のうえ審査します。

(2) ヒアリング、プレゼンテーション審査

- ア 実施方法
 - ①実施における詳細はテーマ別に設定のうえ提案者に通知します。
 - ②プレゼンテーションに必要な資料、資機材は提案者において準備します。
 - ③審査は非公開とします。

(3) 審査基準

審査の視点	内 容
提案要件	下記のいずれかに該当したうえで妥当な提案内容か <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決につながるもの ・まちの魅力向上につながるもの ・住民サービスの向上につながるもの ・歳費の効率化につながるもの
独自性・独創性	・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又はこれまでになかった独創性や付加価値があると認められるか
実現性・継続性	・事業計画や収支計画の具体性（実現見込）法的適合性はあるか
新たな財政負担	・新たな財政負担が生じる場合は、住民サービスの向上に繋がるか
地域活性化	・提案内容の実施により、賑わいの創出や交流人口の増加、消費拡大など、地域活性化に寄与する取組みとして認められるか

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、テーマ別に定める内容により必要に応じてホームページで公表します。

9. 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議のほか、必要に応じて関係者との調整や外部有識者の意見聴取を行うものとします。
- イ 協議に当たっては、必要に応じて町と提案者との間で協定を締結するものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6カ月間とします。
- エ 協議の結果はテーマ別に定める内容により必要に応じてホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合は、提案内容は事業化されず、締結した協定がある場合は解除されます。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等については提案者の責めに帰属します。

(2) 契約締結等

採用となった提案で協議が調ったものは、提案内容に応じて次のとおり手続を進めます。

① 本町における新たな財政負担を伴わない場合

必要に応じて予算措置し、詳細協議の結果を踏まえて契約締結を行います。なお、契約については、独自性があり新たな工夫でコストサービスの質の面からも住民にとってプラスとなる提案を受けて契約の相手方となる候補者を選定することから地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして随意契約による締結とします。

② 本町における新たな財政負担を伴う場合

(i) 地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当する場合

予算措置のうえ契約締結（随意契約）を行います。

(ii) 地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当しない場合

採用した提案をもとに、あらためて、プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定して予算措置のうえ契約締結（随意契約）を行います。

10. 事業の実施

契約締結等の後に、提案者は責任をもって事業を実施します。

11. その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

(3) 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 町の要請する協議、ヒアリング、プレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) テーマ型民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない場合や公共性を著しく欠くなどの理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案の事業化は実行されません。

(5) この運用方針に定めのない事項については、提案者と町との協議のうえ、決定することとします。

12. 問い合わせ先

美郷町企画情報課 企画商工観光担当（担当：田原、松田）

（※テーマ別に定める場合はテーマ別所管課による）

住所：〒883-1101 東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

TEL 0982-66-3603 FAX 0982-66-3137

Mail: h-kikaku@town.miyazaki-misato.lg.jp

(様式1号)

令和3年(2021年) 月 日

美郷町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

質疑書・相談申込書

美郷町テーマ別民間提案制度における提案検討にあたり、以下のとおり(質疑・相談)をしたいので申し込みます。

1. (質疑 ・ 相談) 内容

--

2. 相談希望日時(事前相談の場合)

【第一希望】 令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分～

【第二希望】 令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分～

【第三希望】 令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分～

3. 参加予定者(事前相談の場合)

所 属	役 職	氏 名

【連絡担当者】

所属・職名

氏名

電話

E-mail

(様式2号)

令和3年(2021年) 月 日

美郷町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

提案提出書

美郷町テーマ別民間提案制度における提案募集について、次の提案書類を提出します。

なお、本提案書類の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、提案が採択された場合は本提案書の内容に基づき協議を行うこと、契約がなされたときは、履行保証することを確約します。

- 1 誓約書 (様式3号)
- 2 提案者に関する基本的事項 (様式4号)
- 3 提案概要書 (様式5号)
- 4 補則資料

【連絡担当者】

所属・職名

氏名

電話

E-mail

(様式3号)

令和3年(2021年) 月 日

美郷町長 殿

誓 約 書

美郷町テーマ別民間提案制度における提案募集に参加するにあたり、募集要項の「3. 参加資格要件」に記載されている要件を全て満たしていることを誓約します。

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

【連絡担当者】

所属・職名

氏名

電話

E-mail

※グループで提案する場合には、事業者ごとに作成してください。

(様式4号)

提案者に関する基本的事項

商号又は名称	
代表者職氏名	
住所(所在地)	
設立年月日	
資本金等	
売上高	
従業員数	
事業概要	
提案に関連する 事業実績	
事業化する場合 の主たる事業所 及び担当者	事業所名： 所 属： 役 職： 氏 名： 電 話： メー ル：

※グループで提案する場合には、事業者ごとに作成してください。

また、代表企業については、商号又は名称の欄にその旨を記載してください。

(様式5号)

提 案 概 要 書

1. 基本事項

項 目	記入欄
提案名称	
提案概要	
事業の実施体制	
事業の予定期間	

2. 提案内容

提案要旨
提案のアピールポイント
提案を実現するための事業手法・実施体制・考え方など
提案の独自性・独創性など

提案要旨
提案のアピールポイント

3. 実施スケジュール

	R〇〇年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
〇〇												
△△												

※適宜必要な項目等を加除して記入してください。

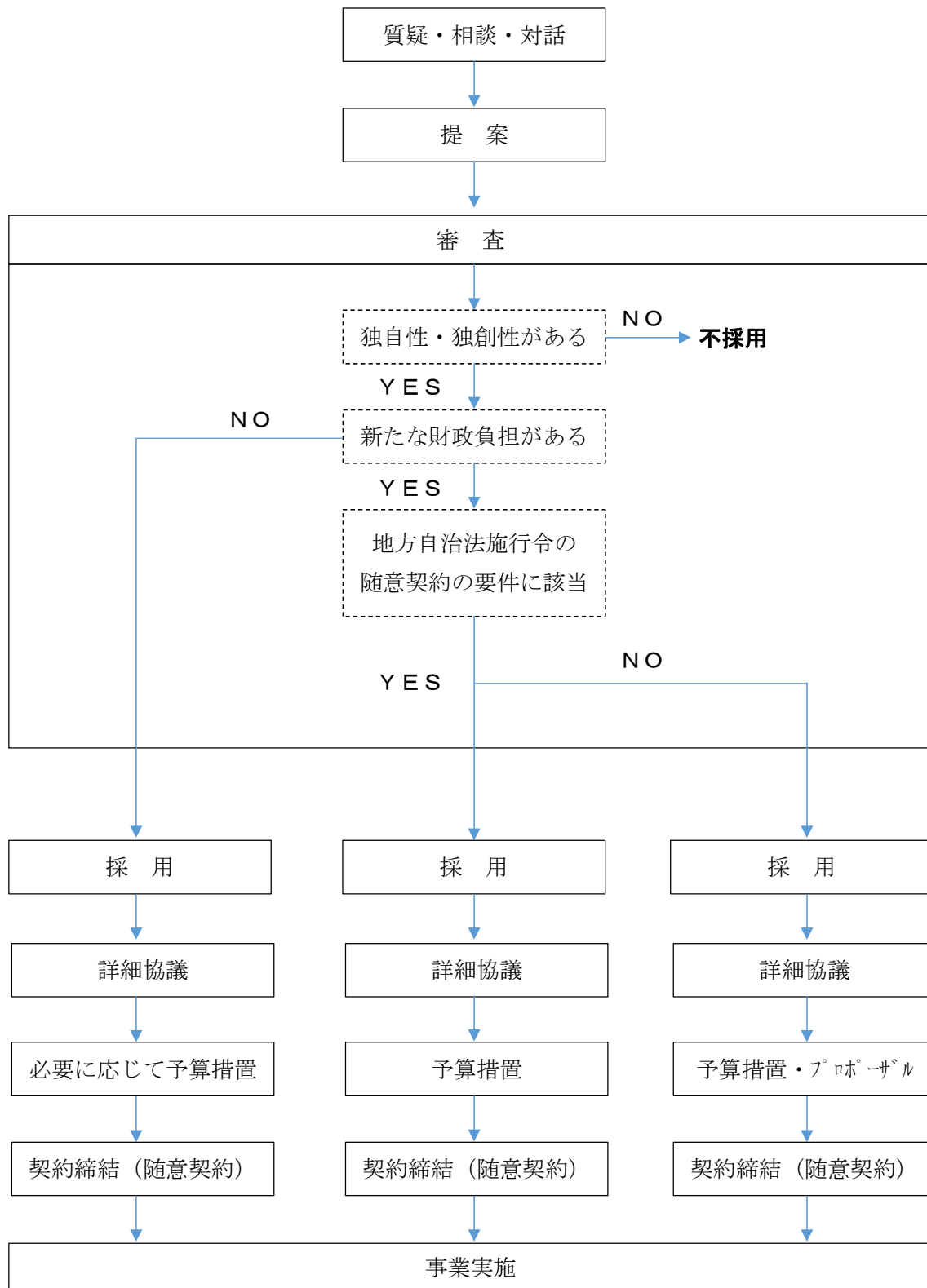
4. 資金計画

		1年目	2年目	3年目	・・・	〇年目
収 入	〇〇					
	△△					
支 出	〇〇					
	△△					
収 支						

※町に新たな財政負担が伴う場合はその旨を明記してください。

※適宜必要な項目等を加除して記入してください。

(別添) 事務フロー



※) 事業化、制度化の参考提案としての採用も同上フローに準じる。